

様式第9号(第14条第1項関係)

誓約書

下記の事項を遵守していないことが判明した場合又は今後提出する報告等において事実と異なる記載が判明した場合には、譲渡が中止、停止されても不服は申し立てません。

年 月 日

さぬき動物愛護センター所長 殿

住 所
氏 名

(団体にあっては名称及び代表者の氏名、住所)

- 1 動物を譲り受けた後に、その動物の元の飼い主が現れた場合には、当事者間の話し合い等により解決します。
- 2 譲り受けた動物に病気、行動その他の問題があった場合又はその動物により問題が生じた場合も、動物愛護センター等に対して異議申し立てはしません。
- 3 譲り受けた動物を輸送する場合は、当該動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保します。特に、航空輸送中は、休息又は運動のための時間が確保できないことから、出生後56日を経過しない動物又は負傷動物及び動物愛護センターの獣医師(以下この項において「センター獣医師」という)の指定する動物を航空輸送する場合には、センター獣医師の承認を得た上で行うこととし、その際、センター獣医師の指示に従い、動物病院を受診するなどの必要な措置を講じます。
- 4 譲り受けた動物が不妊去勢手術を実施されていない場合には、不妊去勢手術の必要性を理解した上で、動物病院等の獣医師と相談し、不妊去勢手術を行います。また、不妊去勢手術を実施せずに譲渡した場合には、譲り受けた者がその動物に不妊去勢手術をしたことを確認します。
- 5 譲渡に当たっては、当該動物の飼養を希望する者に、その動物の性質や健康状態を伝えます。
- 6 譲り受けた動物について譲渡した場合、飼養施設を変更した場合又は飼養中に死亡した場合には、遅滞なく譲渡等報告書を提出するとともに、譲り受けた動物の飼養等に関する調査等に積極的に協力します。